

平成26年度 国際小委員会における審議状況について

1. はじめに

今期（第14期、平成26年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け、第1回国際小委員会において、以下の課題について検討を行うこととされた。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 知財と開発問題、フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応の在り方
- (4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する課題や論点の整理

2. 審議の状況

(1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

タイにおける侵害実態調査の結果、侵害発生国・地域における海賊行為への政府の取組、また権利者団体（特に隣接権関係）等による取組を把握するため、各関係者からの報告に基づき議論が行われた。

① 日本コンテンツの侵害発生国における侵害実態調査の結果について

海外における海賊版対策における課題として、文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）において、海外における著作権侵害に関して、権利者団体や海外に積極的に展開しているコンテンツ業界からのヒアリングによれば、侵害実態をその国での侵害摘発事案から推計するしかなく、個別の権利者では正確な把握が困難であることが指摘され、これまでにも本小委員会では中国等での実態調査の実施報告がされてきたところ、今年度は、タイにおける著作権侵害の実態調査の結果が報告された（第1回国際小委員会）。

具体的には、タイのインターネット利用者に対するサンプリング調査に基づき、日本のコンテンツの入手経験率、コンテンツ類型ごとの利用実態、バンコクとその他地域比較による傾向・特徴、正規流通に対する要望、日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。また、コンテンツ類型ごとの侵害規模として

は、アニメ、コミック、ゲーム（オンラインゲームを除く）の順に大きいことが報告された。

本小委員会においては、①日本の正規のコンテンツに対して一定の対価を支払っても良いと考えているユーザーが少なくないこと、②ユーザーの多くが著作権に対する認識はあるものの、それが著作権保護の行動につながっていないことが指摘され、今後の海賊版対策として、不正流通対策とともに我が国の正規コンテンツの流通促進も両輪として実施していくことが重要であるとされた。

② 政府レベルでの取組について

海賊行為への対応の在り方としては、文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）において、我が国コンテンツ企業の動向を踏まえつつ、政府間協議の対象の東南アジア諸国等への拡大を検討するべきとされ、これまでにも本小委員会では、政府間協議の対象国拡大に向けた今後の取組について検討が行われ、各国の著作権保護における課題等を踏まえ、既存の海賊版対策事業等を活用しつつ、重点とする当該国・地域との関係強化に努め、政府間協議の対象国拡大への環境を整えるべきであるとされたところ、知的財産本部において平成26年7月に決定された「知的財産推進計画2014」では、コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携や、模倣品・海賊版対策に取り組むこととされている。

これらを踏まえて、本小委員会においては、今後の国境を越えた海賊行為への対応、海賊版対策事業等を検討していく上で参考とするため、文化庁が実施している日韓著作権協議及びフォーラムの実施、中国、インドネシア等の侵害発生国におけるトレーニングセミナーの実施、インドネシア、マレーシア、タイにおける集中管理体制育成のための支援事業の実施、タイ及びベトナムへの普及啓発事業の実施について報告された。

また、文化庁より、インドネシア及びマレーシアから著作権政策決定者等による集中管理制度に係る研修視察があるなど、東南アジア諸国における集中管理体制の育成・強化に対する関心が高まっていることや、ASEAN知財計画において普及啓発事業が盛り込まれるなど、普及啓発の重要性が高まっていることの報告があった（第3回国際小委員会）。

さらに、海賊行為に対する侵害対策を行うためには、各国における適切な法

制度整備及び執行が必要であることから、文化庁は、世界知的所有権機関（W I P O）と協力して各国の法制度整備等の支援を実施しているところ、本小委員会では、その一環として文化庁がW I P Oとの共催で実施した、著作権・著作隣接権に係るアジア・太平洋地域ハイレベル会合（平成26年10月）の結果が報告された。

このハイレベル会合は、アジア・太平洋地域における著作権・著作隣接権に関する課題を含め、政策・戦略について意見・情報交換等を行い、各国における著作権保護の強化とアジア・太平洋地域におけるネットワークの促進を目指し、24カ国の著作権部局の代表が出席して開催されたものであり、参加者の間には、各国の取組状況についての情報共有の重要性や、国際条約加盟の必要性について共通理解がある一方で、各国における法整備及び強化や、侵害への執行体制の強化、集中管理団体の育成・強化・モニタリング、人材不足、国民（政府関係者含む）の著作権保護の意識の低さ等が課題としてあげられたことが本小委員会において報告された。

国際条約等については、W I P O加盟やベルヌ条約締結については、一定程度の進展が見られる一方で、本小委員会においては、カンボジアなど人口が多い国が未だベルヌ条約に加盟していない、W C T、W P P T等の条約には依然として締結していない国が多い等の指摘があり、各国の取組状況・課題に応じて引き続きW I P Oを通じた協力を推進していく必要があるとされた。

その他、経済産業省が実施している「マンガ・アニメ・ガーディアンズ・プロジェクト（M A G P）」について、経済産業省及び事業実施事務局の一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（C O D A）から、クールジャパン戦略の一環として実施され、マンガ・アニメに関する主要な出版社、アニメ関連会社の役員クラスをメンバーとした協議会を設置し、①大規模削除、②正規版サイトへの誘導、③広報・普及啓発を3つの柱として実施されている進捗状況等について報告があり、本小委員会では、インターネット上の海賊版対策の重要性とともに、正規版への誘導及び正規版サイトの充実の重要性について指摘があった。（第2回国際小委員会）

③ 権利者団体等での取組について

権利者団体等での取組として、著作隣接権の権利者団体である、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）、一般社団法人日本レコード協会（レコ

協)、及びC O D Aから、各団体の取組等について報告がされた。

芸団協からは、実演家の権利に関する諸外国の状況について触れ、アジアにおいては国際条約の水準から見て実演家の権利に係る法制度が遅れている国が多いこと、また権利団体の設立や運営についても遅れている国が多いことなどから、相手国機関との相互協定が難しく、海外における日本のコンテンツ利用時における実演家の権利部分の徴収が難しい状況にあること、さらに、実演家団体の国際組織である実演家権利管理団体協議会（S C A P R）においても、海賊版対策や普及啓発が重要な課題になっている等の報告があった（第2回国際小委員会）。

レコ協からは、音楽市場の推移や現状、集中管理の在り方について説明があるとともに、違法音楽配信の実態やその対策として著作権保護・促進センター（C P P C）の取組について報告があった。音楽配信については、2009年から売り上げが減少に転じており、有害アプリケーションの問題が非常に大きく、対策が必要であること、その一つに普及啓発が挙げられることが報告された（第2回国際小委員会）。

日本コンテンツの海外での侵害対策を推進しているC O D Aからは、C O D Aによる侵害対策の現状とその課題について、これまでのパッケージ侵害への取組に加え、中国での侵害状況や対策の状況や、オンライン侵害に対する周辺対策についての取組事例が報告されるとともに、侵害対策には各国間の連携強化と、直接対策・周辺対策を併せた総合的な対策の強化に加え、具体的な対処は検討を行う専門組織の必要性が指摘された（第3回国際小委員会）。

④ 今後の取組について

国境を越えた海賊行為への対応については、今後も引き続き、二国間協議を含めた二国間での協力事業として、日本のコンテンツが侵害されている事例が多いと思われる中国、韓国、東南アジア諸国（特にインドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア等）を中心として、海賊版の取締り、権利執行の支援、著作権集中管理の強化、普及啓発等に対して継続的な支援を行い、侵害行為に対する適切な対応ができる環境整備を進めていく必要がある。特に、現地の集中管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力の育成、及び著作権の普及啓発活動の支援については、東南アジア諸国自身も課題として認識していることから、日本として重点的に取り組む必要がある。

また、アジア・太平洋地域諸国の国際条約加盟促進を含め、地域全体の著作権制度の底上げも必要なことから、W I P Oとの連携により、二国間協力事業と上手く組み合わせて、各国・地域の課題に効果的に対応していくことが必要である。

さらに、関係省庁及び権利者団体等での侵害対策も行われているところ、引き続き、関係団体との連携を推進し、我が国のコンテンツ侵害への効果的な対応をしていくことが望まれる。

（2）著作権保護に向けた国際的な対応について

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるW I P Oの著作権等常設委員会（以下、「S C C R」という。）では、現在、放送機関の保護のための条約（放送条約）、及び権利の制限と例外に関する議論が進められている。

① 放送機関の保護

<経緯>

1998年11月以降、S C C Rにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定が検討されている。2007年以降は、同年のW I P O一般総会で決定されたマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護（但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論を継続しており、第24回S C C R（2012年7月）において、現在の議論のベースとなる单一の作業文書が作成されるに至っている。

日本はこれまで、条約形式の提案や論点整理ペーパーを提出する等、積極的に関与してきており、2013年12月にも、各国の意見の懸隔点の一つであった“伝統的放送機関によるインターネット上の送信を条約の適用対象とするか否か”という点について妥協点を見出すため、日本政府はこれを条約上の任意の適用対象とする提案を提出した。

現在、本条約は、日本、米国、EU等の先進国のみならず、南ア、ケニアを始めとする途上国も前向きな姿勢を示しており、早期の外交会議の開催を目指

した努力が続けられている。

2014年に開催された3度のＳＣＣＲ（第27回会合（4月）、第28回会合（7月）、第29回会合（12月））では、条約の枢要である、適用の範囲（6条：保護される送信媒体）、及び保護の範囲（9条：保護される行為）が、主に非公式専門家会合の形式で集中的に議論された。

＜適用の範囲についての議論＞

これまでの議論の結果、伝統的放送・有線放送を条約適用の対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られており、議論の焦点は、伝統的放送（有線放送）機関によるインターネット上の送信¹の扱い、及び放送前信号の扱いの2点である。

議論対象のインターネット上の送信のうち、“インターネットオリジナル番組の送信”、については、伝統的放送（有線放送）機関とウェブキャスターとを区別する理屈づけができない等の懸念が、日本を含めた多くの国から示された結果、これを条約の適用の範囲外とすることでの合意が得られている。

他のインターネット上の送信については、EU、中国等が、少なくとも“放送番組の同時ウェブキャスティング（サイマルキャスティング）”を義務的保護とすべきとする一方で、米国等は明確な立場を示していないほか、インドはインターネット上の送信の保護は不要であるとする等、意見の収斂には至っていない。

また放送前信号については、これに何らかの保護を与えるべきであるという点について反対する国はないものの、具体的にどのような保護を与えるのか、という点については、引き続き議論予定である。

＜保護の範囲についての議論＞

保護される行為については現在、議論の整理上、（i）同時あるいはほぼ同時の再送信（媒体問わず）、（ii）固定物を用いた（再）送信（媒体問わず）、（iii）（ii）以外の固定関連行為（固定、複製、頒布等）の3つにカテゴリ一分けされ、まず（i）と（ii）が集中的に議論されている。

¹ 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャスティング（サイマルキャスティング）、放送番組の異時ウェブキャスティング、放送番組のオンデマンド送信、インターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類されている。

この中で、(i) 同時あるいはほぼ同時の再送信、を保護対象とすることについては、ほぼ合意に至っているが、(ii) 固定物を用いた（再）送信、については、固定物を用いた送信の権利を放送機関に与えることは、コンテンツの保護と重複するため好ましくない（但し、重複につき問題がある理由について明確な説明なし）とする国々と、あらゆるタイプの再送信行為を保護の対象とすることが重要であると主張する国々との間で、妥協点を見出すに至っていない。

このほか、利用可能化行為を条約上どのように位置づけるかという点も議論対象となっており、その中で日本は、放送機関が効率的に海賊行為に対抗するためには、利用可能化行為を保護することが重要であると一貫して主張している。

<その他の議論>

上記2つの条項のほか、用語の定義（5条）についても議論されており、この中で、伝統的放送機関のみが含まれ、ウェブキャスターが含まれないような“放送機関”的定義の在り方、ローマ条約、W P P T等の既存の条約にある“放送”的定義を如何に利用すべきかといった点が論点として挙げられている。

<日本としての今後の対応>

本議題については、引き続き活発な議論が行われることが期待されるところ、日本としては、放送機関のための適切な国際的保護の枠組みをできるだけ早期に構築するため、各国における議論の動向を踏まえながら、著作権法及び関連する法制度による対応の状況を考慮しつつ、積極的に対応していくべきである。

② 権利の制限と例外

<経緯>

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべき、との途上国の要求に端を発し、S C C Rでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。現在議題とされている権利の制限と例外は、(i) 図書館とアーカイブのためのもの、(ii) 教育機関と研究機関等のためのもの、の2つであり、特に(i) が重点的に議論されている。

権利の制限と例外について先進国は、既存の国際的義務が十分機能している

ため、新たに法的拘束力のある文書を策定すべきではなく、議論は各国の経験等の共有を中心に行うべきと一貫して主張している。他方、アフリカ諸国や中南米諸国等は、デジタル時代に対応した権利の制限と例外について、新たな国際的枠組みの必要性を主張しており、両者の間で意見の隔たりが大きいため、各国から提出されている作業文書のいずれを議論のベースとするかという点、どのような論点を取り上げるかという点をはじめ、基本的な点から対立が続いている。

＜日本としての今後の対応＞

日本としては、引き続き、既存の条約に規定されたスリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針のもと、何らかの国際文書を作成する場合には、各国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべき、との方針を維持すべきである。

（3）フォーカロア（伝統的文化表現）問題への対応について

＜経緯＞

フォーカロア（伝統的文化表現）の保護の在り方については、2000年のWIPOL一般総会において設置が決定された遺伝資源・伝統的知識及びフォーカロアに関する政府間委員会（以下、「IGC」という。）において議論が続けられている。

現在、「国際的な法的文書」（法的性質については未定）について合意することを目的に、テキストベースの議論が行われているが、国際的な保護の枠組（条約）の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国との間の意見の溝が深い状況が続いている。

文書の法的性質以外にも、途上国は、受益者の範囲を広くすべき、受益者により強い保護を与えるべきと主張する一方で、日本を含む先進国は、既に多くのフォーカロアはパブリックドメインに帰しているため、第三者による利用との関係から保護を与えることには慎重であるべきであるとの認識のもと、受益者の範囲を限定的かつ明確とすべき、排他的権利のような強い保護ではなく行政的措置等を含めた柔軟な対応を可能とすべきである、と主張する等、対立点は多数存在している。

2014年に開催された2度のIGC（第27回会合（3月）、第28回会合

(7月))では、保護の在り方について、伝統的文化表現の秘匿性のレベル（秘密・神聖なもの、公知ではあるが幅広くは知られていないもの、幅広く知られているもの等）に応じて保護内容を段階的に変える階層的アプローチが提案され、一定の理解が得られたものの、各階層に具体的にどのような伝統的文化表現が該当するのか、階層間の区別をどのようにするか、登録制の必要性、各階層に具体的にどのような保護を与えるのか、といった点をはじめとして解決すべき課題は数多く、依然として何らかの成果物が得られる状況とは言えない。

このような状況であるにもかかわらず、アフリカ諸国は、2015年の外交会議の開催を強硬に主張し、EUと激しく対立した結果、2014年のWIP一般総会では、2015年の作業計画にすら合意できず、IGCの今後の道行きは不透明なものとなっている。

＜日本としての今後の対応＞

フォークロアの保護は、国際的に統一した枠組みを設けるよりも、各国が地域の特性や文化的背景を勘案しつつ、文化財保護の取組等を通して進めていくことが適切であるという従来からの日本の方針を踏まえつつ、IGCを始めとした国際的な議論の動向に留意し、これに参画していくことが必要である。

（4）主要諸外国の著作権法及び制度に対する課題や論点の整理

近年、マルチの枠組みにおける議論はもとより、世界各国において新時代に対応した知的財産保護の推進のため、著作権法制度を巡る様々な動きがみられるところ、これらは将来的な国際的知財保護の在り方に関する議論に影響し得ることから、その動向に目を配る必要がある。このため国際小委員会では、諸外国の著作権法制と、我が国の著作権法制との比較を含めて有識者からヒアリングを行い、論点の整理を行った。以下はその概要である。

① イギリスにおける教育機関による著作物の利用

イギリスにおける教育機関における著作物の利用に関して、イギリスの2014年改正著作権・意匠・特許法（CDPA）では、第32条、及び第34条～第36条に、制限例外規定が定められている。このうち第35条及び第36条においては、録音・録画あるいは複製される著作物が、教育上の利用を許諾する集中ライセンス・スキームに登録されていない場合にのみ適用があるという、日本にない特徴的な仕組みを採用している。

日本の著作権法第35条に対応するCDPA第36条では、(i) 対象著作物

が、文芸、演劇、音楽の著作物のほか、美術の著作物、映画、レコードも含まれること、(ii) 非商業的な教育指導を目的とした場合に適用されること、(iii) 複製物の出所の十分な開示が必要であること、(iv) 複製が許容される分量、(v) ライセンスの制約を受けること、が定められている。

このうち、(v) ライセンスによる制約、についてCDPA第36条は、ライセンスが利用可能な場合で、複製を行う者がその事実を認識していた、あるいは認識すべきであった場合には適用されないことを定めている一方で、同条が定める条件よりも厳格な条件によるライセンスの場合には、そのようなライセンス条件は無効となると規定しており、当該規定は、利用可能なライセンス・スキームを確保するよう促すインセンティブを著作権者に与える点に意義があると評価されている。実際、教育上の利用を許諾する集中ライセンス・スキームは、CLA (Copyright Licensing Agency) が提供しており、UKK (英国大学協会) を始めとして多数の教育機関との間でライセンス契約が締結されている。

② ドイツ法における財産権保障と著作権制度

私的録音録画補償金制度の母国であるドイツでは、補償請求権 (Vergütungsanspruch) は、憲法上も著作権法上も重要な地位を占めており、これを素材として、日本法とドイツ法の考え方の違いについて紹介があった。

ドイツ連邦憲法裁判所の判例理論は、日本法の従来の整理における自然権論とインセンティブ論のいずれでもなく、「憲法上の権利論」という立場を探っている。

同裁判所の判例によれば、著作権法の立法にあたっては、(i) 財産権保障の基本的内容を護るとともに（ドイツ連邦共和国基本法14条1項前段）、(ii) 公共の利益のために著作者の権利に限界を設定しなければならない（同2項）。ここで、財産権保障の基本的内容にあたるのが著作者への「成果の割当て」であり、「著作権の核心」と呼ばれている。補償請求権制度は、このような「成果の割当て」という憲法上の要請に最低限応える制度である。これに対して、排他権は、「報酬を交渉して取り決めるための手段」と位置づけられている。そのため、著作権の制限規定は、(a) 補償請求権のあるもの（排他権のみの排除）と(b) 補償請求権のないもの（排他権と補償請求権の排除）に区別され、前者は「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」によって緩やかに正当化できるが、後者は「高められた公共の利益」がなければ正当化できないとされている。もっとも、現在の判例は、利用者の表現の自由による制限の正当化も認めている。

これを受け、ドイツ連邦通常裁判所も、「著作権の制限規定の厳格解釈原則」を「著作者はその著作物の経済的利用について可能な限り適正な配分を取得で

きてしかるべきという原則」と再定式化するに至っている。また、著作権の制限規定によって保護される利益は、著作者の利益と同じく尊重に値すると指摘し、著作権の制限規定の合憲「拡張」解釈をも行うようになっている。

近年のDRM技術の発展は、技術や契約による著作権の制限限定のオーバーライドを可能とするため、これを積極的に評価する意見と消極的に評価する意見とが対立している。もっとも、立法者による法益衡量の結果を尊重するため、補償請求権制度による解決を志向する見解も有力である。

③ フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論

米国の著作権制限の一般規定であるフェア・ユースについては、ケースバイケースの判断が行われるため、その不明確性、曖昧さ、予測可能性の低さに批判があることを受けて試みられている、論理的統一基準の提示について紹介があった。

経済的な分析によるフェア・ユースの基本的な原則の解明への試みは、「市場の失敗理論」(Gordon氏)によりなされており、フェア・ユース適用のためには、(i) 市場の失敗が存在する、(ii) 被告への利用の移転（利用を許すこと）が社会的に望ましい、(iii) フェア・ユースを認めることで著作権者のインセンティブが実質的に害されない、という三段階のテストを経て適用の有無が判断されるとしている。

その一方で、著作権法の目的である“創作へのインセンティブを付与すること”に基づいた、統一的なフェア・ユースの原則への提示の試みもなされ、「変容的利用（transformative use）の理論」(Leval氏)が提唱されている。この中では、インセンティブを与えるべき創作的な活動として変容的利用が重視されており、行われた利用が変容的であるか否か、変容の程度が如何なるものであるかという観点から、フェア・ユースの適用の有無が判断されるとしている。

市場の失敗理論を起源とする「市場中心のパラダイム」は、1985年頃から約20年に渡り支配的な地位を占めてきたが、それ以降は、変容的利用の理論を起源とする「変容的利用パラダイム」がフェア・ユース法理を圧倒的に支配する状況になっているという分析がある。しかしながら、変容的利用のみでフェア・ユースとされるべき利用の全てをカバーすることはできない（例えば、教室利用のための複製、家庭内録画等）とされており、非金銭的価値が関わる利用などについては、依然として市場の失敗理論によってカバーされるのではないかと考えられる。

3. 開催状況

第1回 平成26年9月10日（水）

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) WIPO等における最近の動向について
- (4) 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書(タイ)の報告
- (5) 「教育機関における著作物の自由利用とライセンス・スキームとの制度的調整について－イギリスを例として－」(今村 哲也委員)
- (6) その他

第2回 平成26年11月14日（金）

- (1) WIPOアジア太平洋地域ワークショップについて
- (2) 著作隣接権分野の集中管理における今後の協力に向けて
 - ① 実演家の権利の集中管理－国際的管理の仕組み－
 - ② レコード製作者の権利の集中管理と違法対策について
- (3) マンガ・アニメ・ガーディアンズ・プロジェクトについて
- (4) WIPO等における最近の動向について
- (5) その他

第3回 平成27年2月19日（木）

- (1) 海賊版対策の取組状況等について
- (2) WIPO等における最近の動向について
- (3) ドイツ法における財産権保障と著作権制度について
(龍谷大学法学部准教授 栗田 昌裕氏)
- (4) フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論について
(筑波大学図書館情報メディア系准教授 村井 麻衣子氏)
- (5) 平成26年度国際小委員会の審議状況について
- (6) その他

4. 委員名簿（敬称略、五十音順）

浅石 道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
井奈波 朋子	弁護士
今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
奥畠 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
梶原 均	日本放送協会知財センター著作権・契約部長
北澤 安紀	慶應義塾大学法学部教授
楠本 靖	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事・事務局長
後藤 健郎	一般社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
笛尾 光	一般社団法人日本民間放送連盟 知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネスサイエンス系教授
主査代理 鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
大楽 光江	北陸大学未来創造学部教授
辻田 芳幸	名古屋経済大学法学部教授
主査 道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授, 弁護士
野口 祐子	弁護士、グーグル株式会社法務部長
堀江 亜以子	中央大学法学部准教授
松武 秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
山本 隆司	弁護士

(以上 21 名)